

若尾逸平に関する古文書を読む

令和三年六月二十六日（十一）

山梨県立博物館 小畠

一、若尾逸平について

- ・生没年 文政三年十二月六日（一八二二・一・九）生まれ 大正二年九月七日死去
- ・出身地 甲斐国巨摩郡在家塚村（南アルプス市在家塚・旧白根町）
- ・家族 父林右衛門 母きの（旧姓飯野） 繼母みき（同） 兄林平（林右衛門） 异母弟幾造 异母妹千代 妻たつ（生別） 妻はつ（旧姓細田） 養子民造（はつ弟） 養女みき 養子聖之助
- ・略歴 天秤棒を担ぐ行商から始まり、安政ごろに甲府に拠点を置く。横浜開港を機に発展をみせ、幕末ごろには甲府でも屈指の商人となる。明治五年（一八七二）八月の大小切騒動では焼き討ちに遭う。

明治九年に幾造らに財産分与。明治十年代には価値が半減していた紙幣を大量に買い入れ、価値の持ち直しにより資産を倍増させる。この時期に多くの貸し付けをおこなったことで、返済不能の農民の土地が集積し、山梨県第一位の大地主となり、貴族院多額納税者議員の就任や、東京馬車鉄道・東京電燈株の買い占めの資金的基礎となる。鉄道敷設法の施行に伴い鉄道会議の議員となり、中央線の建設とそのルート決定に尽力する。その他、初代甲府市長を務めたほか、甲府連隊誘致、開国橋建設をはじめとして甲府や山梨県のインフラや街づくりに大きな支援と貢献を果たす。

体も小さく病氣がちだった幼児時代。剣豪を目指した少年時代。今まで言う「ひき」もり時代もあり、商人としてのスタートは二十二歳（数え年）とかなり遅め。無尽蔵の脚力と体力を誇り、ほとんど寝ずに仕事をこなす。晩年は小柄なキンキン声の老人と評される。粗食で衣服にこだわらない。道楽は囲碁に熱中する程度。貴族院議員就任以降は、書を嗜むようになり、扇面のような記念品から掛軸になつているもの、中央線および甲府駅開業記念の「祝開通」の揮毫などを記している。

一、逸平が書いた文字



二、資料を読む

・若尾逸平差し出し坂田御主人宛て書簡【虫食いの□に文字を補ってください】

坂田噛主人 若尾逸平

八月■

中飛文庫

手書此因付

快同意

因即付書面也

扱

附。添候都下す

上

福地。近頃候

之

お送り廉恵申候

只今

丹下。只急事

何

追々。御認止

之

御奉書

只

御風有

之

御前

之

直

八月十一日

【解説文】

今日之快晴御同意
目出度奉存候、扱一
昨日御依頼申上候
認物之義者、注文之
相違之廉出来候間、何
れ一而も宜敷候間、只今
迄一而御認止可被下候、
就而者書面願此者二
御遣し可被成候、余者
得鳳眉御札可申上候

頓首

八月十一日

【読み下し文】

今日の快晴御同意
目出たく存じ奉り候。さて一
昨日ご依頼申し上げ候
認め物の義は、注文の
相違の廉出来候間、何
れにてもようしく候間、只今
までにお認め止め下さるべく候。
就いては書面願いこの者に
お遣わし成さるべく候。余りは
鳳眉を得て御札申し上げべく候。

頓首

八月十一日

【内容】

今日の快晴と同じような意味でめでたく思うと「る」を申し上げます。
さておどど「」依頼申し上げました書類作成の件についてですが、
お願いの内容に変更の点が出来てしましましたので、どちらでもよ
ろしいので、「」までで作成をお止めください。つまましては書面
のお願いを「」の者にお渡しちゃださい。あとのこととはお目にかかるた
際に御札を申し上げさせていただきます。

頓首

八月十一日

筆翰 候、故大人一
周忌日 土地ニテ御墓
と 、
小池君 、
多 、
等ニテ大ニ
忙 、
嘱 、
遷 、
始末、
上 、
右不 、
と 、
仕候、
勿々敬具
久
急
御面話
二て右申合仕たく
拜復
若尾民造様
九月九日 渋澤栄一

【解読文】

【読み下し文】

筆翰拝讀益御清適

奉賀候、過日ハ故大人

—

周忌日之由拝承候得共、
遠隔之土地ニテ御墓參

も仕兼不本意之至ニ候、
御伝記序文之義ニ付而ハ

曾而小池君より御委

囑有之、可成早く起艸

可及と御請申上候処、多

忙且避暑旅行等ニテ大ニ

遷延いたし申訳無之候、
帰京後漸く淨書之

上差上候始末、或ハ機

会を失し候哉と恐縮仕候、

右不取敢拝復まで

いつれ其中御面話

ニテ右申合仕たく

勿々敬具

九月九日

渋澤栄一

若尾民造様

拝復

【内容】

お手紙を拝讀しました。ますますご壯健でありますことをおよろこび申し上げます。先日は亡くなられた若尾逸平殿の一周年忌だと承つておりましたが、遠距離でもありお墓参りも出来ずにはいることは大変不本意なことでござります。伝記（『若尾逸平』）の序文の件については、前に小池国三さんからお任せ頂いておりました。なるべく早く執筆しますとお引き受けしましたが、多忙かつ避暑旅行などのために、大きくなれてしまいましたことを申し訳なく思います。帰京後ようやく清書のうえ提出するという状況で、もしかしたら掲載の機会を逃してしまわれたかと恐縮している次第でございます。右に記した通り、まずは返信のお便りを申し上げます。また次の機会にお会いしてこの件についてもお話をさせていただきたいと思います。

九月九日

渋澤栄一

若尾民造様 拝復

勿々敬具

九月九日

渋澤栄一

若尾民造様

拝復

筆翰拝讀ますます御清適

賀し奉り候。過日は故大人

—

周忌日の由拝承そううえども、
遠隔の土地にて御墓參

も仕り兼ね不本意の至りに候。

御伝記序文の義に付いては
曾て小池君より御委

囑これあり、なるべく早く起草に
及ぶべしと御請け申し上げ候ところ、多

忙かつ避暑旅行などにて大いに
遷延いたし申し訳これなく候。

帰京後漸く淨書の

上差し上げ候始末、或いは機
会を失し候やと恐縮仕り候。

右取り敢えず拝復まで。

いづれそのうち御面話

にて右申し合い仕りたく。

勿々敬具

九月九日

渋澤栄一

若尾民造様

拝復

【内容】

お手紙を拝讀しました。ますますご壯健でありますことをおよろこび申し上げます。先日は亡くなられた若尾逸平殿の一周年忌だと承つておりましたが、遠距離でもありお墓参りも出来ずにはいることは大変不本意なことでござります。伝記（『若尾逸平』）の序文の件については、前に小池国三さんからお任せ頂いておりました。なるべく早く執筆しますとお引き受けしましたが、多忙かつ避暑旅行などのために、大きくなれてしまひましたことを申し訳なく思います。帰京後ようやく清書のうえ提出するという状況で、もしかしたら掲載の機会を逃してしまわれたかと恐縮している次第でございます。右に記した通り、まずは返信のお便りを申し上げます。また次の機会にお会いしてこの件についてもお話をさせていただきたいと思います。

九月九日

渋澤栄一

勿々敬具

若尾民造様 拝復

・甲信鉄道御許可御指令之義二付請願書のうち

佐竹作太郎差し出し大木喬命宛て書簡【すべて読んでみましょう】

時事を経て御内閣より是を承りて
移行せり御意スルハ所渭除隊後事ト云
フニシタ因ハはニ數多テ済リ御ハ
ベタ良テモ負ケルトモ其處を豆シテ
毫毛も無絲、所為リヌセアルをあ一
筋ナラシカ

甲府移下ヲリハは許可スルトキハ甲府
多ホアサキ、御主上之御事トテアリモ
自ム許可セオルリハサシノ事に改行
マアリハキナノ補行リヨシモ許可セアルワシモ
甲府移下シ、是事アリテ平政をか
ガムシセリトド改行モ確ニシ。浪
のヨクノコトニシモシテアリ御難

えモリトス
甲府移下アリ、布多松川河内を
保有シ、キボリ山ノ内持トスルニ
免シノ役免セバヨリナ御力ナ
ナレバシ

アリカモカツシテ、御内閣サトリ
リ開キ人ニハ御立候アリカズ人
ニ信レリ只サク、御持ノミト知ヘ
シトニフノも御シキヤハシ候オテ度
事ノ要ヒチリトス。ハシメハヌヒ正
度ニテヨリキノヨリ、是も豆シテアリ也
又名トスムトモトモトモトモトモトモト
トハ御サトリハ開キリ近トアリ
ハ御名ハ山トアキナシカモシトモト
星ニシテアリシテアリシテアリシテアリ

大木 指

御見附

【解説文】

時宜ニ依リテ 権利ヲ主張シ又時宜ニ依リテ
権利ヲ抛捨スルハ所謂臨機応変ト云
フヘシ、今回ハ彼レニ数歩ヲ譲リ我ハ
ベタ負ケナリ、負ケルトキハ立派ニ負ケテ
毫毛未練ノ所為ヲ見セサルモ亦一
策ナランカ。

甲府松本間ヲ此仮許可スルトキハ甲府
以東ハ将来ノ調査上若シ充分ナラサルモ
自然許可セサルヲ得サルノ責任政府
ニアリ、尚一步ヲ進メテ之ヲ考フレハ調査上充分ナラサルトキハ政府
甲府松本間ノ営業ニテ本鉄道ガ
独立シ得サル「ハ政府モ確ニ之ヲ認
メタル」ハ今回ノ達シ文ニテ其証拠
充分ナリトス。

甲府松本間ノ本免状ハ将来全

線路ノ免状ヲ得ルノ階梯トスルニハ
既存ノ仮免状ヨリ其効力大

ナルベシ。

右ハ小生ガ久シク坐禅ノ効ニ依リテサトリ
ヲ開キ人ニハ深ク厚ク依ルヘカラス、人
ニ依ルハ只其事ノ階梯ノミト知ルヘ
シト云フト真理ヲ会得シ始メテ從
来ノ悪意ヲ去リ今日以後ハ更ニ正道
ニ復シテ将来ノ事ニ関シ愚見ヲ述べ
タルモノナレハ從来申上候旨意トハ丸デ
反対ト御承知可被下候、左ハ去リナカラ今回
ノ政府ノ処置ヲ以テ決シテ正当ナリ

トハ認メ不申（仮令サトリハ開キタリトモ）候へとも是
ハ時勢不得止トアキラメ候外無之候、右
愚意ヲ書シテ御一笑ニ附ス呵し

二十日

大木様

【資料の背景】

この資料は、若尾逸平ら山梨県や長野県などの有志が、甲信鉄道という鉄道を建設しようとした際の書簡となります。

甲信鉄道は、当時の東海道線（現在の御殿場線）の御殿場駅から甲府、松本を目指す鉄道でしたが、資金面や技術面から、国は甲府・松本間の許可しか与えず、東京と山梨を鉄道でつなぐという点で、肝心な御殿場・甲府間は許可が得られませんでした。

この書簡は、ちょうど国の不許可があつた頃に、若尾逸平の重要な「幕僚」でもあり、パートナーであつた佐竹作太郎が、甲信鉄道の発起人同志である大木喬命に宛て書いたもので、佐竹のやるせない思いが滲みでたものとなっています。

【内容】

タイミングによつて権利を主張し、また場合によつては権利を放棄するのは、いわゆる臨機応変ということである。（とはいえる）今回は彼（政府）に数歩も譲り、我々はベタ負けである。負けるときは見事に負けて、少しも未練の振る舞いを見せないというのも、また一つの策かもしれない。

（政府が）甲府松本間をこのまま許可する時は、甲府以東は将来の（経営見込みの）調査がもしも十分でなかつたとしても、当然許可を出さざるを得ない責任が政府にあるのだ。（考えをお一步進めてみれば、調査で十分でないとなつた場合、政府は多少の支援をしてでも許可をしないわけにはいかない）甲府松本間の営業だけで甲信鉄道が経営が成り立たないことは政府もしつかりこれを認めており、この事は今回の通知文においてその十分な証拠と見なすことができる。

甲府松本間の免許状は、将来御殿場・甲府・松本間全線の免許状を得るまでのステップとするうえでは、現在得ている仮免許状よりもその効果は大きいといえる。

今回ることは、私が随分前から、坐禅の成果として悟りを開くべきであり、他人へ強く頼つてはいけない、人に頼るのは、ただ悟りを開くまでのステップに過ぎないと考えるべきという真理をわが物にしたことによつて、初めてこれまでの悪い気持ちを忘れて、今日から更に正しい道へと戻つて将来のことについての考えを述べられるようになつたわけなので、これまで申し上げて来た内容とはまるで反対のことだとご承知頂ければと思う。

とはいえる、今回の政府の処置は決して正しいものとは認められるわけではなく（たとえ悟りを開いたとしても）、これは現在の情勢では止むを得ないとあきらめるほかない、右のような考え方を記したので、ご笑覧いただければと思う。

二十日

大木様

作太郎